

岩手県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年10月26日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 県道東宮野目二枚橋線新設工事（岩手県花巻市葛第5地割地内から同市葛第1地割地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県花巻市葛第8地割	320番	田	m <sup>2</sup> 1,020	m <sup>2</sup> 1,020.04	m <sup>2</sup> 4.63	田	別図に赤色で表示する部分
	321番	〃	1,007	1,007.90	699.57	〃	

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	備考
被相続人 阿部操 相続人 阿部久子	岩手県花巻市葛第8地割277番地	持分4分の2
被相続人 阿部操 相続人 稲垣たえ子	石川県輪島市河井町2部142番地2	持分4分の1
被相続人 阿部操 相続人 阿部由江	岩手県花巻市葛第8地割277番地	〃

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成19年10月23日

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。